

都市計画「岸和田旧港地区 地区計画」の見直しについて

1. 見直しの経過

港緑町では、本市の新たな都市拠点の形成を目指し、平成5年2月に都市計画「岸和田旧港地区 地区計画」等を定めて土地利用を誘導してきました。しかし、地区計画を定めてから約30年が経過するなか、地区一帯の活気の減退が見られるようになり、近年、カンカンベイサイドモールではテナントリニューアルが行われるなど民間事業者による活性化に向けた動きがみられる一方で、低未利用状態が長期化しているエリアがあります。このような状況の変化や新たな時代のニーズに対応するため、岸和田市では「岸和田旧港地区周辺の魅力づくり構想」を策定し、関係機関等と連携して臨海部のにぎわいと交流の活性化に取り組んでいます。その取組みのひとつとして、本構想を踏まえて、地区計画の見直しを行なうものです。

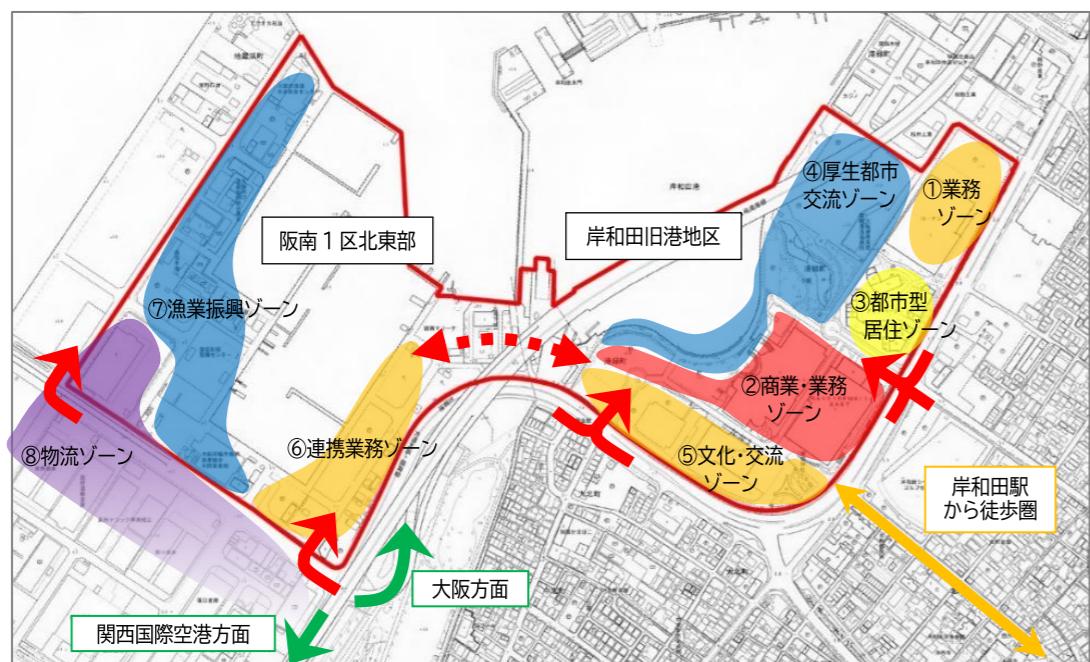
2. 岸和田旧港地区周辺の魅力づくり構想【概要】

- ▶課題と方針
 - ・豊富な資源の有効活用（交通アクセス性や府内随一の漁獲高など豊富な資源の活用）
 - ・新たな地域活性化の取組との連携（阪南1区[地蔵浜町]北東部での新たな取組との連携）
 - ・未活用地等の有効活用（スポーツドーム跡地等の有効活用）
 - ・周辺の類似施設との差別化（本市近辺に立地する類似商業施設等との差別化）
 - ・岸和田旧港地区再開発事業の推進（当初のまちづくりテーマを踏まえつつ、時代のニーズに応じた機能導入）
 - ・岸和田市全域との連携や波及効果（市内各拠点と連携し、市域全体の活力増進へ）

▶魅力づくり構想の「基本」コンセプト

「豊富な資源をいかし、時代のニーズに対応した“にぎわいが持続・発展する魅力ある交流拠点”を実現！」

▶ゾーニング



3. 地区計画の見直しスケジュール（案）

原案の説明会	原案の縦覧	案の説明会	案の縦覧	市都市計画審議会諮詢	変更告示
6/13(月) 6/19(日)	6/29(水) ~7/13(水) (意見書の提出はありませんでした)	10/29(土) 10時~ 場所:福祉総合センター 10/29から市ホームページにて、説明会と同じ内容の説明動画と資料を掲載します	11/28(月) ~12/12(月) ・縦覧期間中に案に対する意見書の提出を行うことができます ・市ホームページでも案を閲覧できます	令和5年 1月頃*	令和5年 3月 ~4月頃*

*詳細日程は、広報しわだ、市ホームページ等でお知らせします。

4. 地区計画の変更案



5. 参考) 臨港地区について

▶臨港地区とは

- ・臨港地区とは、港湾の管理運営を円滑に行なうため、港湾区域（水域）に隣接する陸域を指定するものです。
- ・臨港地区において、港湾管理者（大阪府）が分区を指定した場合、建築物等の用途の制限は「大阪府臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」によって規定されます。

▶分区の見直し

- ・現在の分区指定の状況：A-1地区、A-2地区「修景厚生港区」
⇒ 地区計画の見直しと併せて、港湾管理者（大阪府）によって分区の見直しが行われる予定
(A-2地区：「修景厚生港区」を「無分区」に変更)

* 修景厚生港区において、立地可能な構築物

- ・港湾施設（防潮堤・水門・岸壁・桟橋・駐車場・港務通信施設、港湾管理事務所等）、港湾関係官公署の施設
- ・緑地・広場・休憩所など港湾の環境の整備のための施設
- ・港湾厚生施設（船舶乗組員・港湾労働者の診療所など福利厚生施設）
- ・図書館・博物館・水族館・展望施設その他港湾・海事に関する展示施設・会議場施設
- ・スポーツ・レクリエーション施設
- ・旅館等、飲食店・物品販売店舗

* 無分区においては、臨港地区による構築物の制限なし

6. 地区計画の「土地利用に関する基本方針の変更案」及び「地区別建築物等の用途の制限の考え方」(阪南1区北東部との連続性に配慮し、和歌山側の地区から記載)

地区計画の目標		<p>岸和田旧港再開発地区は「水と緑につつまれた21世紀の新しいライフスタイルの創造」を目指し、岸和田市の新たな都市拠点を形成するものである。</p> <p>その実現のため本地区計画は、右記の方針に従って計画的な市街地形成を図ることを目的とする。</p> <p>①商業機能、業務機能等の高次都市機能を育成する。 ②既成市街地との連携・調和を図る。 ③にぎわいのある親水空間を形成する。 ④水と緑あふれる豊かな環境を創造する。</p>				
地区の区分		B-1 【臨港地区・無分区】	A-1 【臨港地区・修景厚生港区】	A-2 【臨港地区・無分区】	B-2	B-3
土地利用に関する基本方針		既成市街地及び阪南1区北東部と連携した商業核を形成するとともに、文化・宿泊の機能を導入し、文化・国際交流拠点の形成を図る。	商業・業務機能を導入し、にぎわいのある親水空間の創造と臨海部の活性化及び高度化を図る。	周辺の水と緑豊かな環境と調和した港湾関連の福祉厚生交流機能や医療・福祉機能の導入により、健康増進と交流の活性化を図る。	水と緑豊かな環境に包まれた都市型居住機能及びそれに付帯する生活利便施設などのサービス機能を導入するの充実を図る。	既成市街地と連携した業務機能や生活利便施設など都市型居住機能に付帯するサービス機能を導入するの充実を図る。
見直しの視点		阪南1区北東部との連携を強化するため、商業核・文化国際交流拠点形成の視点から制限内容を精査	商業・交流の活性化の視点から制限内容を精査	医療・福祉施設の導入と健康増進・交流の活性化に資する施設を緩和	地区全体の特性、住環境への配慮の視点から制限内容を精査	地区全体の特性、隣接地域との連携等の視点から制限内容を精査
住宅	・住宅 ・共同住宅、寄宿舎又は下宿	<input checked="" type="checkbox"/> × 商業核・交流拠点としての操業環境を担保するため、また臨港地区との整合を図り、制限	×	<input type="radio"/> ○ 都市型居住の立地を誘導するため立地可	<input checked="" type="checkbox"/> × 隣接工業・流通地区の操業環境を担保するため、居住施設を制限	
事務舗所	・店舗等 ・事務所	<input type="radio"/> ○ 商業核・交流拠点としての土地利用を促進するため立地可		<input type="radio"/> ○ 都市型居住に付帯するサービス機能として、また隣接工業地を含めた、生活利便施設の立地可		
宿泊	・ホテル又は旅館	<input type="radio"/> ○ 交流拠点としての土地利用を促進するため立地可		<input checked="" type="checkbox"/> × 都市型居住環境の形成に資するものではないため制限	<input type="radio"/> ○ 隣接工業・流通地区を含めた産業交流の場として立地可	
遊技場・風俗施設	・ボーリング場、スケート場、水泳場などの運動施設		<input type="radio"/> ○ スポーツによって健康増進・交流活性化に資するため立地可			
	・観覧場	<input type="radio"/> ○ 交流拠点としての土地利用を促進するため立地可	<input type="radio"/> ○ 観覧席を有する運動施設等を想定し、隣接の居住環境に配慮し、小規模な観覧場について立地可	<input checked="" type="checkbox"/> ×	<input type="radio"/> ○ 都市型居住環境として、交流活性化に寄与する施設の立地を許容するため立地可	
	・映画館・劇場・演芸場					
	・カラオケボックス	<input type="radio"/> ○ 複合アミューズメント施設のカラオケボックスやゲームセンターなどを想定し、立地可	<input checked="" type="checkbox"/> ×			
	・スロットマシン等	<input type="radio"/> ○				
	・マージャン屋、ぱちんこ屋等	<input checked="" type="checkbox"/> × 文化国際交流拠点の環境に配慮し、制限	<input checked="" type="checkbox"/> × 子育て世帯から高齢者までが集まる商業・交流拠点の環境に配慮し、制限	<input checked="" type="checkbox"/> × 良好的な居住環境を担保するため制限	<input checked="" type="checkbox"/> × 隣接する居住環境に配慮し制限	
	・キャバレー、料理店、ナイトクラブ等		<input checked="" type="checkbox"/> × 子育て世帯から高齢者までが集まる商業・交流拠点の環境に配慮し、制限			
学校・公共施設・病院等	・自動車教習所	<input checked="" type="checkbox"/> × 商業核・交流拠点としての土地利用促進に資するものではないため制限	×	<input checked="" type="checkbox"/> ×	<input type="radio"/> ○ 隣接工業・流通地区を含めた技能学習の場を想定し立地可	
	・幼稚園・小中学校・高等学校	<input checked="" type="checkbox"/> × 青少年の教育環境の視点から制限	×	<input checked="" type="checkbox"/> ×		
	・大学・各種学校等	<input type="radio"/> ○ 文化国際交流拠点としての土地利用を促進するため立地可	<input type="radio"/> ○ 社会人を含めた学習の場を想定し、立地可	<input type="radio"/> ○ 大学・各種学校等		
	・図書館・博物館			<input type="radio"/> ○ 図書館・博物館		
	・診療所・保育所・公衆浴場等	<input type="radio"/> ○ 複合施設の診療所などを想定し、立地可		<input type="radio"/> ○ 医療・福祉機能の導入を促進するため立地可	<input type="radio"/> ○ 都市型居住に付帯するサービス機能として、また隣接工業地を含めた、生活利便施設として立地可	
	・病院	<input type="radio"/> ○ 高次医療施設などを想定し、立地可	<input checked="" type="checkbox"/> × 商業核・交流拠点としての操業環境を担保するため制限			
	・老人ホーム、福祉ホーム等					
倉庫工場等	・畜舎	商業核・交流拠点としての土地利用を促進するため、 <input checked="" type="checkbox"/> × 畜産業関連施設：制限 <input type="radio"/> ○ ペットの販売・一時預かり等立地可	×	<input checked="" type="checkbox"/> ×	<input checked="" type="checkbox"/> × 生活利便施設の立地誘導を図るため、	
	・倉庫	商業核・交流拠点としての土地利用を促進するため、(各施設等の操業環境を担保するため、附属倉庫のみ立地可) <input checked="" type="checkbox"/> × 倉庫業倉庫・単独倉庫を制限 <input type="radio"/> ○ 附属倉庫立地可	×	<input checked="" type="checkbox"/> ○	<input checked="" type="checkbox"/> ○ 良好的な居住環境に配慮し、	
	・工場	× 商業核・交流拠点としての土地利用を促進するため、制限 (ただし、食品製造業(パン屋など)で作業場 50 m ² 以内、原動機の出力が 0.75kw のものは立地可)		<input checked="" type="checkbox"/> × 倉庫業倉庫、 <input checked="" type="checkbox"/> × 単独倉庫を制限	<input checked="" type="checkbox"/> ○ 隣接工業・流通地区との連携の視点から、倉庫業倉庫・倉庫立地可	
	・石油類・液化ガス等の貯蔵・処理 (×火薬等制限)	エネルギー情勢の変化に対応 <input type="radio"/> ○ 石油類（地下貯蔵及び一定量） <input checked="" type="checkbox"/> × 制限（臨港地区にて制限） <input checked="" type="checkbox"/> ○ 圧縮ガス・液化ガス（一定量）		<input type="radio"/> ○ 非常用発電機・ボイラー等を想定、圧縮ガス・液化ガスを含めエネルギー情勢の変化に対応 <input type="radio"/> ○ 石油類（地下貯蔵及び一定量） <input checked="" type="checkbox"/> ○ 圧縮ガス・液化ガス（一定量）		
				<input checked="" type="checkbox"/> ○ 圧縮ガス・液化ガス（一定量）		